

新たな過疎法制定に向けて

美しい国土を守るために
～和歌山県からの提案～



平成21年10月
和歌山県
全国過疎地域自立促進連盟和歌山県支部

～新たな過疎法への具体的提案～

今後とも、我が国が国土を健全な姿に保ちながら持続的発展を遂げるためには、過疎地域の集落の維持・再生がこれまで以上に重要な国家的課題であるとの認識のもとに、以下の内容を提案します。

I 過疎地域の指定

- (1) 現行の過疎地域（「みなし」を含む。）を引き続き対象とすること。
- (2) 上記以外の地域において、過疎化が進んだ集落が多い地域（昭和合併前の旧市町村や小学校区等）を新たな定義できめ細かく過疎地域として指定すること。

II 過疎債の拡充

- (1) 地方交付税算入率を現行の70%から80%に引き上げること。
- (2) 過疎債の対象範囲を拡大すること。

① 対象事業の追加

- ア. 既存施設の解体・撤去
(例：統合等により不要となった小中学校等)
- イ. 鳥獣被害防止施設

② 基金造成による対象範囲の拡充

- ア. 道路の維持・補修
- イ. 既存施設の維持・補修
(例：コミュニティーセンター、小規模水道施設等)
- ウ. コミュニティバス等の運行経費

③ 地方公営企業法に該当する施設に対する充当率の引上げ 簡易水道施設（現行50%→100%）

過疎化の進行により、祭など地域の伝統行事が消えつつある。



すさみ町 王子神社の祭（昭和30年代）



（現在）

III 総合対策交付金の創設

基幹集落を中心とする過疎生活圏※において、交通空白地域の解消や生活必需品の確保、医療・福祉などの生活対策、また、地域産業の育成による雇用の創出、外部人材の受入れなどの地域活性化対策を、市町村が総合的に事業実施できるよう、総合対策交付金制度を創設すること。

総合対策交付金の主な事業

(1) 基幹集落の中核機能強化

廃校となった小中学校等に、役場支所・公民館・診療所等の施設を集約するなど、基幹集落強化のための取組

(2) 安心して暮らせる医療体制の確保

医療健康相談やリハビリの実施など、地域に密着した医療・福祉施策を拠点施設などで実施するための取組

(3) 生活必需品の確保

必要な時に必要なものが容易に入手できるよう、物品販売や移動販売の促進などの取組

(4) 生活圏における生活交通の確保

基幹集落までの交通手段確保のため、過疎地有償運送等を実施するなど、交通空白地域を解消するための取組

(5) 地域産業の育成

地域の農産物等を利用した産業振興を図るための取組

※過疎生活圏とは、役場支所・診療所・商店等日常生活を支える機能を有する基幹集落と周辺の基礎集落で構成される生活圏

IV 規制緩和

過疎地域において、その地域の実情に応じた柔軟な対応をとることが困難な場合、又は法律等により規定された全国一律の制度、規制がその地域の住民の生活活動等を制約し、地域の生活基盤の維持を困難にすると判断される場合においては、過疎地域の実態に即し、その制度、規制を大幅に緩和すること。

規制緩和の主な項目

(1) 過疎集落における生活交通確保のための道路運送法、道路交通法の改正

(2) 看護師が医師の指示なしで軽微な診察、処置及び薬の処方ができるよう医師法等の改正

(3) 薬局等がない過疎地域の住民に対して医薬品を販売する場合、第2類医薬品についても郵便等販売を認めるよう薬事法の改正

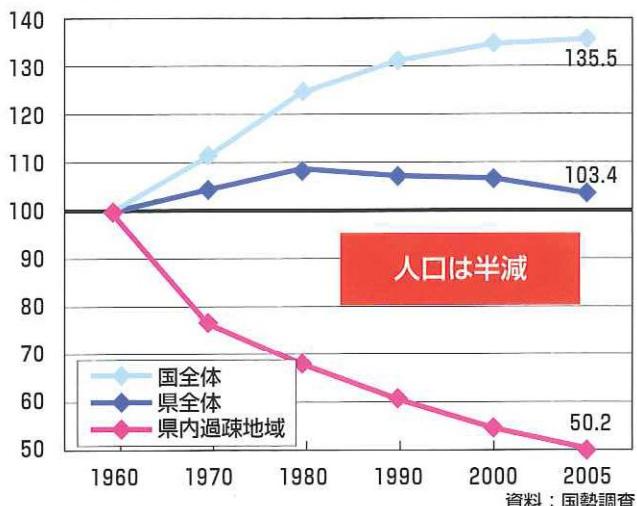
和歌山県の過疎地域の現状

過疎地域はわずか8%の人口で、県土の6割を支え、自然環境や国土の保全機能を果たしてきた。しかし急激な人口減少と著しい高齢化により、過疎地域の集落は消滅の危機に瀕している。

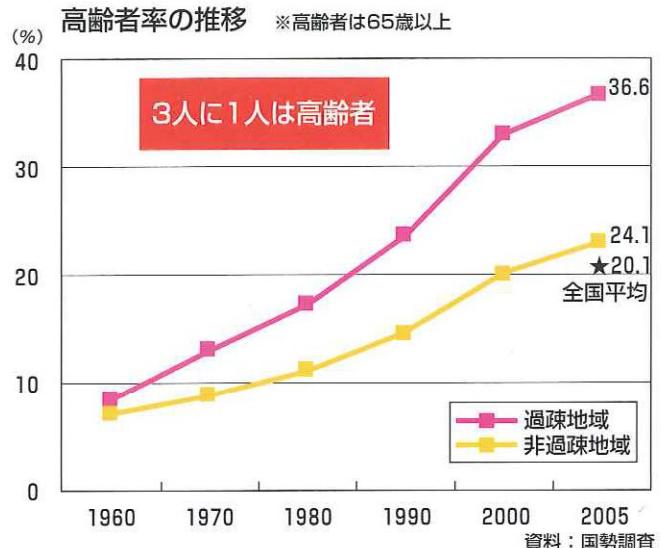
※数値データは合併前の19町村より算出

急激な人口減少と著しく進む高齢化

人口の推移 ※1960年を100とした場合

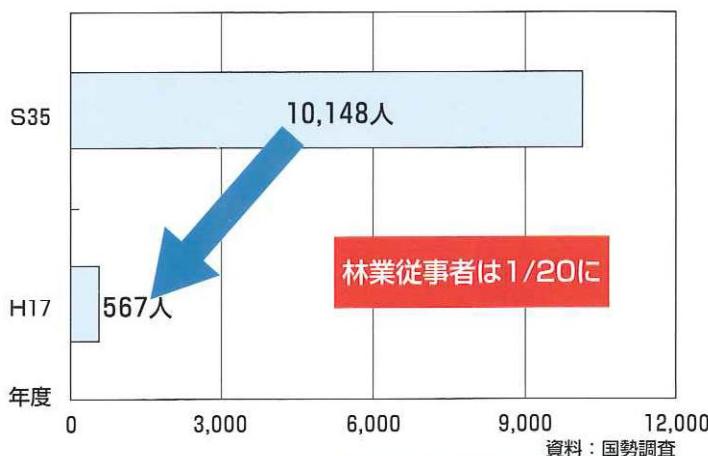


高齢者率の推移 ※高齢者は65歳以上

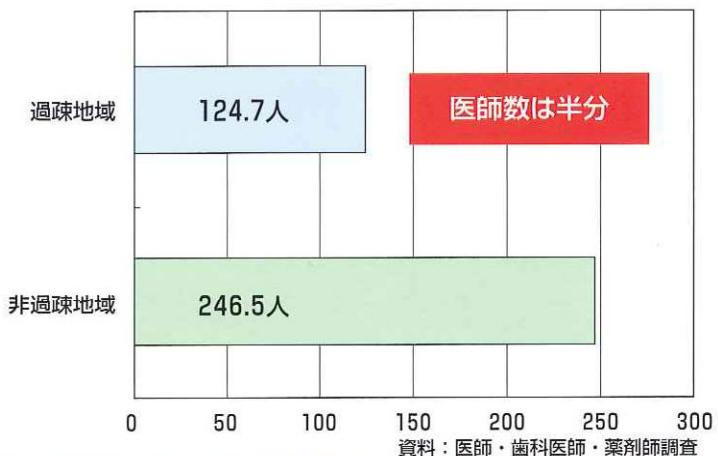


基幹産業である農林水産業の衰退、生活環境の格差

林業従事者数（和歌山県）



人口10万人あたり医師数（和歌山県：H16）



過疎集落の多くが消滅の危機に瀕し、国土保全機能が崩壊寸前

